

令和5年度

第1回定例監査及び行政監査結果報告書

こども未来部

(こども政策課・こども未来課・こども家庭課)

浦添市監査委員

目 次

第1	監査の対象	1
第2	監査の期間	1
第3	監査の方法	1
第4	監査を実施した監査委員	1
第5	監査の結果	1
第6	指摘事項等		
1	指摘事項等の内容別件数	2
2	注意事項	2
第7	むすび	5

第1 監査の対象

1 対象範囲

令和4年4月1日から令和5年3月31日までに執行された予算に係る事務

2 対象部署

- ・ こども未来部
こども政策課・こども未来課・こども家庭課

第2 監査の期間

令和5年8月15日から同年10月13日まで

第3 監査の方法

今回の定例監査及び行政監査は、提出された監査調書により、関係帳簿等との照合及び確認を行うとともに、関係職員から説明を聴取し、事務処理の適否等について実施した。

第4 監査(説明の聴取)を実施した監査委員

実施年月日	監査対象所属	監査委員
令和5年10月13日(金)	<ul style="list-style-type: none">・ こども政策課・ こども未来課・ こども家庭課	宮 島 達 彦 仲 間 烈

第5 監査の結果

監査の結果について、各部署の事務はおおむね良好に行われていることが認められたが、一部の事務において、適正でないものや検討又は注意が必要な事項が見受けられたので以下、後述する。なお、軽易な事項については、それぞれ監査の過程において触れたので省略する。

第6 指摘事項等

指摘事項等については、次のとおりである。

1 指摘事項等の内容別件数

(単位 件)

区分(※注1) 部局・課名		指摘事項等の内容別件数(※注2)			
		指摘事項	是正事項	注意事項	合計
こども未来部	こども政策課	—	—	15	15
	こども未来課	—	—	10	10
	こども家庭課	—	—	9	9
合計		—	—	34	34

(※注1) 指摘事項等の区分は、次のとおりである。

ア 指摘事項 重大な違法、不当及び不正の状況があるもの

イ 是正事項 改善を要する悪い状況を改め正す必要があるもの

ウ 注意事項 好ましくない状況があるので、気を付けるよう申し述べる必要があるもの

(※注2) 内容別件数には、次頁以降の共通事項の指摘事項等の件数を含む。

2 注意事項

(1) 文書事務について

【個別・こども政策課】

起案用紙の合議欄において「後閲」の表示があるもの

(2) 契約事務について

【こども未来部共通】

(ア) 契約保証金において契約規則第6条第1項各号に基づき免除しているが、免除の根拠となる内容の記載等がされていないもの

(こども政策課・こども未来課・こども家庭課)

(イ) 執行伺において見積徴取予定業者の選定を伺っていないもの

(こども政策課・こども未来課)

(ウ) 前年度に起案した執行伺本文中又は事前公告に「準備行為」である旨の記載がないもの

(こども政策課・こども未来課・こども家庭課)

【個別・こども政策課】

- (ア) 随意契約において、随意契約の根拠とする条項に誤りがあるもの
- (イ) 契約に係る書類について、日付が前後しているもの
- (ウ) 契約保証金を免除することに該当しない契約において、誤った条項を適用させ契約保証金を免除しているもの
- (エ) 契約事務上、必要な書類と誤って他の書類を受領しているもの
- (オ) 地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定による随意契約において、浦添市契約規則第32条の2第2項に係る事前及び事後公表に関する運用基準で定められている期日を超えて事後公表をしているもの

【個別・こども未来課】

- (ア) 契約締結伺において、年度開始前に徴取した見積書を用いているもの
- (イ) 改正民法を踏まえて、契約条項の見直しや用語の訂正等を行っていないもの
- (ウ) 随意契約において、契約規則第32条の2第2項第2号の事後公表が行われていないもの
- (エ) 契約締結伺において、契約金額の記載がないもの
- (オ) 契約締結伺において、予算残額の記載及び資料がないもの

【個別・こども家庭課】

- (ア) 契約書において、市に通知するよう定めている書類について、契約相手方から通知を受けていないもの
- (イ) 随意契約において、地方自治法施行令第167条の2第1項第1号を根拠としているが、見積書を1者分のみ取得しているもの
- (ウ) 契約相手方からの請求書について、請求額欄の¥マークが金額と離れた位置に記載されているもの
- (エ) 予定価格調書において、決裁権者が記入するとしている設定年月日を、予め印字しているもの
- (オ) 規程に定めている台帳について、作成をしていないもの
- (カ) 要綱において提出するよう定めている報告書について、契約書に謳っている同報告書と名称が異なっているもの

(3) 補助金について

【個別・こども政策課】

- (ア) 補助金の交付金額の算定において、端数処理に誤りがあるもの
- (イ) 補助金額の根拠となる書類の提出がないものについて、口頭で確認し補助金額の確定及び交付を行っているもの
- (ウ) 補助金の実績報告書に添付する様式において、実際の要件と異なる誤った文言が記載されているもの
- (エ) 補助金交付額への影響は無かったものの、補助金算定に係る資料の数字が誤ったまま受領しているもの
- (オ) 1件100万円以上交付する補助金の交付決定伺において、予算規則第20条(別表第3(4))に規定されている財務部長の合議を得ていないもの

【個別・こども未来課】

補助金交付決定伺において、予算残額の記載がないもの

(4) 指定管理について

【個別・こども政策課】

指定管理者の選定業務の執行伺において、委託料の上限予定額について記載がないもの

(5) 切手管理について

【個別・こども未来課】

手書きの切手管理簿から、エクセル表の切手管理簿への数字の転記に誤りがあるもの

【個別・こども家庭課】

切手管理簿において、翌月への繰越枚数に誤りがあるもの

第7 むすび

契約保証金の免除について、契約規則第6条第1項各号に基づき免除しているが、「履行しないこととなるおそれがない」ことの理由を明記し、より適正な決裁を行うよう努められたい。

令和2年3月31日付け「民法の一部改正に伴う各種契約に関する対応について」総務部長通知等を参照し、令和2年4月1日施行の改正民法を踏まえて、各種契約の条項の見直しに努められたい。

補助金の交付金額の算定において、端数処理に誤りがあるものがあつた。補助金の交付事務については、関係規程等を確認し適正な事務処理に努められたい。

今回の監査において、事務の不適切な処理が、軽易な事項も含め多くみられた。再発を防止するために、今回の事案にかかる経緯及び原因を十分精査・検証し、課内におけるチェック体制の確立も含め、執行のあり方について十分に検討されたい。

市長におかれては、令和2年4月1日施行の地方自治法第150条第2項に基づく内部統制について、担任する事務の管理及び執行が法令に適合し、かつ、適正に行われることを確保するための方針を定め、及びこれに基づき職員研修等必要な体制を整備するよう努められたい。